

教政第100号
令和4年7月15日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和4年7月15日以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。
各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われる
よう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

令和4年7月15日以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日、7月15日（金）に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、同日18時をもって「とくしまアラート」のレベルが「感染警戒【前期】」へと一段階、引き上げられました。

このため、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」のとおり実施することといたしますので、取組の徹底が図られるよう、適切に御対応いただきとともに、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いします。

また、令和4年4月27日付け教政第30号「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R4.4.27改訂版）」について（通知）」にも御留意いただき、円滑な学校運営に努めてください。

なお、令和4年3月28日付け教政第374号「令和4年3月28日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について（通知）」は廃止します。

令和4年7月15日以降の感染拡大防止対策について

1 学習指導に関すること

各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、特に感染リスクの高い教育活動は、基本的に実施を控える。感染リスクの高い活動については、実施を慎重に検討すること。

また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。

<特に感染リスクの高い教育活動例>

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

<感染リスクの高い教育活動例>

- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

2 学校行事の実施に関すること

- ・校外行事の実施については、県外との往来は、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で慎重に判断するとともに、県内での実施についても、感染症対策を徹底すること。
- ・その他の行事については、実施の必要性を認識しつつ、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、オンラインでの実施など開催方法等について十分配慮すること。

3 部活動に関すること

- ・活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を原則とする。特に部活動に付随する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。
- ・「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」、「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」は避けること。
- ・更なる指導の徹底
 - (1) 開始前の検温の徹底
 - (2) 水分補給等を行う際には会話を控える
 - (3) 部室等の共有エリアの一斉利用を控える
 - (4) 部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける
 - (5) 終了後は速やかに下校
- ・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施すること。
- ・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・県内外を問わず合宿は禁止すること。
- ・県外他校との練習試合や交流活動は禁止すること。
- ・また、県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。
- ・ただし、1ヶ月以内に公式な大会やコンクール等（以下「公式大会等」という。）への参加を予定している場合を除く。また、公式大会等への参加については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は可能とする。
なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。

4 研修及び出張に関すること

- ・教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とする。なお、これらが難しい場合は、延期等とすること。
- ・出張は、出張する地域の感染状況及び当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、出張の際は、感染症対策を徹底すること。

※全般事項：感染者や濃厚接触者、接触者である生徒等がいじめや偏見、差別の対象とならないよう、十分配慮・注意すること。

<お問い合わせ先>

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話 088-621-3159

【学習指導・学校行事に関すること】

(義務教育、高校教育に関すること)

学校教育課 学力向上推進室 学力向上推進担当

電話 088-621-3196、3197

(体育・保健体育に関すること)

体育健康安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

学校教育課 教育文化創造担当

電話 088-621-3054

(運動部活動について)

体育健康安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【教職員研修に関すること】

教職員課 人材育成担当

電話 088-621-3123

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について

令和4年3月28日（月）以降の対応 (R4.3.28教政第374号(通知)に基づく感染拡大防止対策)	令和4年7月15日（金）以降の対応
感染観察	感染警戒【前期】
<p>1 学習指導に関すること</p> <p>・各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、<u>感染リスクの高い教育活動は、指導に関する工夫などを行い実施すること。</u></p> <p>・また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。</p> <p><感染リスクの高い教育活動例></p> <p>・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク、ディスカッション等」「近距離で大きな声で話す活動」</p> <p>・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」</p> <p>・家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」</p> <p>・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</p> <p>・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」</p> <p>・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」</p>	<p>1 学習指導に関すること</p> <p>・各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、<u>特に感染リスクの高い教育活動は、基本的に実施を控える。感染リスクの高い活動については、実施を慎重に検討すること。</u></p> <p>(同左)</p> <p><特に感染リスクの高い教育活動例></p> <p>・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」</p> <p>・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」</p> <p>・家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」</p> <p>・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」</p> <p><感染リスクの高い教育活動例></p> <p>・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」</p> <p>・図画工作、美術、工芸における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</p>
<p>2 学校行事の実施に関すること</p> <p>・校外行事の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で慎重に判断し、実施の際は、感染症対策を徹底すること。</p> <p>・その他の行事については、実施の必要性を認識しつつ、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、オンラインでの実施など開催方法等について十分配慮すること。</p>	<p>2 学校行事の実施に関すること</p> <p>・校外行事の実施については、県外との往来は、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で慎重に判断するとともに、県内での実施についても、感染症対策を徹底すること。</p> <p>(同左)</p>
<p>3 部活動に関すること</p> <p>・活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を原則とする。特に部活動に付随する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。</p> <p>・「密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」、「大きな発声や激しい呼吸を伴う活動」は避ける。</p> <p>・更なる指導の徹底</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開始前の検温の徹底 (2) 水分補給等を行う際には会話を控える (3) 部室等の共有エリアの一斉利用を控える (4) 部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける (5) 終了後は速やかに下校 <p>・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施する。</p> <p>・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行う。</p> <p>・練習試合、交流活動や合宿の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。</p> <p>・また、県外からの講師招聘は、<u>現に必要な場合のみ可能とし、引き続きオンラインによる指導等も活用すること。</u></p>	<p>3 部活動に関すること</p> <p>(同左)</p> <p>・県内外を問わず合宿は禁止すること。</p> <p>・県外他校との練習試合や交流活動は禁止すること。</p> <p>・また、県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。</p>
(新設)	<p>・ただし、1ヶ月以内に公式な大会やコンクール等（以下「公式大会等」という。）への参加を予定している場合を除く。また、公式大会等への参加については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は可能とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。</p>
<p>4 研修及び出張に関すること</p> <p>・教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とする。なお、これらが難しい場合は、延期等とすること。</p> <p>・出張は、出張する地域の感染状況及び当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、出張の際は、感染症対策を徹底すること。</p>	<p>4 研修及び出張に関すること</p> <p>(同左)</p>

※全般事項：感染者や濃厚接触者、接触者である生徒等がいじめや偏見、差別の対象とならないよう、十分配慮・注意すること。